

社会福祉法人 愛慈福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人愛慈福祉会（以下「法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 特に規定しない限り、理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員の交通費の支給とする対象は、理事会、評議員会および評議員会選任・解任委員会への出席、役員または評議員としての職務上必要とされた場合の職務、研修会への出席等に対するものとする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費は、5000円の範囲内とする。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

令和2年 2月 10日改訂

附則

平成29年4月1日施行（平成29年6月24日改訂）

令和2年2月10日施行（令和2年2月10日改訂）